地方自治法第199条第4項の規定に基づき、定期監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を公表する。

平成31年2月4日

 徳島市監査委員
 稲 井 博

 同
 工 藤 誠 介

 同
 森 井 嘉 一

 同
 西 林 幹 展

## 定期監査結果報告書

### 第1 監査の対象

1 対象部課等

総務部総務課、女性センター、職員厚生課、情報推進課、人事課、行財政経営課

2 対象期間等

平成30年4月1日から10月31日までに執行した財務に関する事務

#### 第2 監査の実施期間

平成30年11月16日から平成31年1月28日まで

#### 第3 監査の方法

財務に関する事務の執行が法令等に準拠し、適正かつ効率的に行われているかどうかを 主眼として実施した。

特に、契約の方法、手続、締結及び履行並びに委託料、負担金補助及び交付金の支出事務を重点項目と定め、監査を実施した。

監査を実施するに当たっては、必要な資料の提出を求めるとともに、関係職員から事務 事業の概況について説明を受け、関係諸帳簿及び書類等に基づき、照合その他通常実施す べき監査手続により原則として試査によって実施した。

#### 第4 監査の結果

総務部における財務に関する事務の執行は、おおむね適正に処理されていたが、一部に次のとおり改善・検討を要する事項が見受けられた。当該指摘事項については、それぞれ必要な措置を講じ、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、その旨を監査委員に通知されたい。

なお、その他軽易な事項については、口頭により改善を求めた。

# 改善・検討を要する事項(指摘事項)

# 1 支出事務

非常勤職員の日額報酬の支給方法について、適正でないものがあった。

# 2 契約事務

契約書における収入印紙の貼付額が適正でないものがあった。

### 3 その他

出勤簿に押印のないものがあった。